時まで作業をしてい

①朝の準備を通常

はやめよ。

ę

Taxの利便

長官

各署で適切に対応している

るが、昨年は難しかった

②概ね45分取れてい

性を知ってもらうため

で、インセンティブが必

1938号

なら、事実関係を確認す

外でも閉庁日対応してい ないが、昨年起こったの

応している。③確申期以

協議会

家で設備投資す

相談受付の終

東京の

指示は、局署

の

情がか

る手間・金・技術が不要

総務課長

今の制度下で、できる工夫

同じメリットを享受

員もおり、検討して対

(1)

長官 ITやシステム改 善で超勤縮減に努める。

で付与している。

第

制せよ。

超勤手当は完全

な形は自宅からのも 現時点では広い範囲

況を示した。その後の審

長官

執務時間は17時ま

査・検算もあり、納税者

でであり、納税者もいる

長官 うことか。

執務時間を認識

かで、できる工夫だ。

総務課長 今の制度のな

過ぎても納税者がいた状 合によっては18時30分を 相談会場が17時以降、場

況にせよ。

は相談が終了している状 は17時までとし、17時に 相談会場を利用できるの

のと承知している。

協議会 局署の実情とい

ので、来署者の状況に応

じて各署で努めているも

e- Taxの究極

超勤を大幅に規

利用率だけだ。

らない。あるのは当局の できるなら、誰も家でや

協議会 5月の団交で、

来署型3週間還付、指認証こそやめよ

# 2010年12月25日

# 2 回長官団交

# 発行所

# 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内 (〒100-0013) 全国税労働組合

何でも110番

zenkokuzei@aol.com

を常時設置しています(電 の職場、何でも一一〇番

話とFAXは上記の番号ま

でどうぞ)。

全国税は、

職場で起こった

問題を解決するため

一税務

定年を繰り返してきた。 令がなく、5級のままの 前の相談官発令以降、発

職員団体の如何で

中級クラス

〈出題〉 九段西村 一義

詰

将

棋

〈ヒント〉

桂はとどめに活用する。

(10分で二段)

持駒 角金桂

発行人 山本 浩二 電 話 (03) 3581-3678 FAX (03) 3507-0886 振替口座 00140-2-68514

川北長官 ITやシステム改善で縮減 税務の職場"

告期や管理運営部門での労働軽減、上席6級格付けなどを求めました。 交では、沖縄格差の是正、税大民主化、非常勤職員の継続雇用、確定申 勤職員に、"事務の押さえどころ" はどこかを聞け」と迫りました。 る」と指摘し、「管理強化ばかりでは解決しない。 ベテラン上席や非常 を行いました。団交の冒頭、藤平代表委員から「文書管理などの管理強 化で、統括官をはじめ、あらゆる階層の職員の事務量は飽和状態にあ 全国税・沖縄国公労全税支部協議会は12月3日、川北長官と団体交渉 寸

いると認識している。 手当は適正に支給されて 協議会

来署型 e- Ta なくとも確申期はやめ ①指認証は、少

全

(9時または9時15分)の

①相談開始時間

の3点を確認する。

③休日出勤は行わない、

xを納税者に押し付け

来署型の3週間還付

'時間

17

時には相談終了を

②昼休みの確保、

協議会

玉

務の省力化につながる。 えていない。②出力・回 いってもやめることは考 長官 ①事件の防止策と よ。②2表OCR入力の 付は減り、総合すれば事 して導入した。確申期と 人員を大幅に確保せよ。

留を解消してきたベテラ とに求められる。事務滞 協議会 指認証は1件ご

期 申 できなくなる。

よって差別したこともな

協議会

沖縄では、

6 年

2

事 月 銀

職員団体の如何に

直ちに補正発令せよ。

するつもりも

別の話にお答えできな めることは大事。今、個 同じだ。公平な人事に努 差別しておらず、沖縄も

できるように検討する。 普2期相当の組合員には



し、納税者ニーズを否定

としている。これは、 認していいか。 時までに」、それ以外の と納税者へ広報すること 置きし、署外会場は「16 とし、「受付を早めに締 書では、利用時間を17時 と承知している。 め切ることがあり」と前 局署の実情」の一環と確 会場でも「なるべく早く」 東京局の連絡文

い。趣旨に沿って運営が を大量に増やせ。特に、

から外すことはできな 総務課長 指認証の趣旨 ン上席の集中的な処理も ◇ 全国税ホームページ ◇ て、6級ポスト昇任発令 差別を根絶せよ。証とし 組合員への人事 公平な人事に努めることは大事 長官

不当労働行為の事例に「不適切

協議会 東京局では、 管理強化が強まっている。 机の中などを点検さ

川北長官 協議会 管理を改めて再確認していく。 から信頼を失う。行政文書や物品 められて 税務行政には法令遵守が求 狭あいな耐火書庫は放っ いる。流出したら納税者

きない。 たまま、 へ権侵害するのは納得で 管理強化が目的ではな

新たな施策の検改めて確認が必要 **公討を宣言** 

適切に対応しているもの

長 官

理

藤 平 代表委員

どう対応しようとしているのか。 せる指示が出た。根本に何があり 総務課長 出るのか。 が起きない

強問化 題や のめ 根 総務課長 本を 示せ

藤平代表委員 供の仕方を 協議会 庁から何か新たな指示が く、実効あるチェックをして、問題 ものを変 えるか、幅広く検討して を変えるか、ルールその 状況になればいい。 指示を出すか、情報提

のが目に見える▼税制

は、執行機関である税務

県豊橋市で開催される。 50回税研全国集会が愛知 来年1月8日と9日、第 行政の中身に直結する。 チから取りなさいよ!」

うなるだろうか。「アッ

と、税務職員が言われる

当にあったのであれば 長官 統括官の例が、本

不心得」だ。

当労働行為そのものだ。 われる組合員がおり、不 入っていなければ」と言 は全国税・全税支部に 協議会統括官から「君

臨時的発令を含む 是正発

なら、法人 スが広がる 課税べー

税率の引き

不当労働行為の事例を「不心 得」と断じる川北長官

令と、不当労働行為禁止

**恒を講じること。** 

下げはいな

担は、国際的に見て著し かを示した▼財界が、 "甘い汁"を吸ってきたの の減税の実態を知ればど 働者へ還元せず、ブクブ は、いかに自分たちが がる日本経団連の会見 く低い。膨大な利益は労 法人税だが、社会保険料 者の方が、この大企業へ 定申告期に訪れる自営業 のものが少なくない▼確 なども併せた大企業の負 ク太る資本は課税対象外 国際比較で高い」と言う らい」と強 相談業務の切り離しを!

4 大要求に

ゼロベースでの見直し」

協議会前回の団交で、

期を十分に協議して移行 疎通に努める。②移行時 観点で切り分けた。意思

が図られた。③引き続き

「元に戻すことも含め、

の全員配置をやめるこ

と、の4つの要求に対し

ことを求めた。

招いている。ミスや滞留

テップアップはするな。

ステップアップをやめる

協議会 ステップ3で、

円滑に行っている。 ない。個別相談の引継を

弾力的運営を求める。

ていない。電話の集中セ

一環で、切り離しは考え

相談は窓口事務の

ンターもあり負担になら

員、④国専採用者1年目

やめること、③大幅な増 拙速なステップアップを 含めた事務切り分け、② を前提に、①相談事務を

性部交渉や青年部交渉で 協議会ゼロ回答だ。女 握し、支援していく。 る。各署の指導状況を把 できるので配置してい る。④全体の流れを理解 適切な人員配置に努め 全

談事務を切り離し

元化

に行うことが効率的との

て、改善する回答を用意

(第三種郵便物認可)

拙速なステップアップやめよ

当局回答

能力の実証」繰り返す

雇い止め前提ではない」は明言

# 非常勤職員の雇用を守れ

3月 更新

# めはす

全員の雇用を優先せよ。 新では、勤務継続希望者 非常勤職員の採用 非常勤職員の更

は、成績主義の原則もあ り、再採用を期待させな 示されている。 いよう、制度官庁から指

「仕事に誇りや愛着を持つ非常勤職員の雇い止めは許さ (写真左) る非常勤職員は、求める がどう繋がるのか。 能力を現に持っている。

と迫る山口評議委員 長官 能力を実証した上

協議会 則に基づいていく。

協議会継続勤務してい

協議会

「雇い止めも前

提にしない」と言わない

劫そうではない。 判断したことで、未来永 新しい人とでは、明らか 人事課長 過去の更新で

再任用を要求されて

雇い止めが前提

人事課長 成績主義の原 協議会 成績主義と公募 て、能力の実証をする。 人事課長 公募にあたっ

協議会能力の実証とい うが、どのようなポイン ではないと言っている。 提」と受け止める。 なら、現場は「首切り前 人事課長 今後の仕事内 トで評価されるか示せ。 へ事課長 雇い止め前提

募者も同じスタートか。 容を示し、面談で必要な いるとは言えない。

「雇い止め前提ではない」と回答

# **人事課長** 法的には同じ 着を持って仕事してい いる。これだけ誇りや愛

れてきた事実はあり、 部ゼロではない。

協議会非常勤職員への あり、恣意的ではない。 れないのではないか」と %が「雇用契約を更新さ 協議会恣意的な雇い止 不安を持っている。長官 アンケートでは、81・3 人事課長 能力の実証で

る。「仕事途中で3時半 い」という非常勤職員が る非常勤職員が増えてい 今後の新しい仕事をやっ やっていくだけではなく 事を公募する。引き続き や4時で帰るのがつら 協議会家族を支えてい てもらうかを判断する。

する藤田人事課長

長官 これから1年の仕 協議会 衣室を確保せよ。

であるが、今まで勤務さ · 全 る。二度と恣意的な雇い 止めはするな。 長机・パイプ椅子はや

どが表面化した。税大民

協議会暴言や恫喝が、 いう趣旨を踏まえる。

知を検討している。 楽に相談できるように周 ンセリング窓口などで気

協議会 教育官に対する

力、自主退職押しつけな 協議会暴言や恫喝、

つ意義ある研修をすると

主化を求める。

長官 自主性を尊重しつ

総務課長 暴力も刑法上

対処が必要だ。

時期もあり、全部という

総務課長

総務課長 教育官らとの 協議会作るのか。

いこともあるから、カウ 相談が基本だが、言えな 暴力·脅迫

・不適切な言動に

導も必要。相談体制作り 許されないが、必要な指 の脅迫も不適切な言葉も

机・椅子・ロッカー・更机・パイプ椅子をやめ、 非常勤職員の長 長官

容やスペースもあり、そ 机・椅子は事務内

れぞれ対応してほしい。

ロッカーは、大量採用の

協議会用意するのか。 配慮に努める。 も勘案しながら、適切な のままか。 協議会パイプ椅子はそ 会計課長健康への配慮 わけにはならない。

めよ

会計課長可能な限り。

特捜でノルマ課 すべきではない

長官「適切な目安」と承

で出ている。

知している。

# 指示 ていない

べきではない。 手法が全国化している。 協議会 特捜などの徴収 ノルマだけは絶対に課す 滞納者の実情に即 た。事務実施要領に言葉 ルマの押し付けがあっ 協議会札幌局では、ノ の指示はしていない。 してやるべきで、ノルマ

三金△1一玉▲2二角

▲1二角成△同香▲2

〈解答〉

詰 将

○同銀▲1二金○同玉

■2四桂△1一玉■1

二香まで11手詰

ゼロ回答を繰り返す川北長官



する布施評議員



です。なお、ここを直 取らせて▲2三金で△ 2四桂△2二玉で届き に▲1二金は△同玉▲ 2二角がうまい決め手 1一玉と追い、次の● ■1二角成を□同香と